

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、令和二年三月三日付けで公告した令和二年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について、試験場を変更したので次のとおり公告します。

令和二年六月三十日

奈良県知事 荒井正吾

令和二年三月三日付けで公告した令和二年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施  
二の1の(一)中「天理大学（天理市柚之内町一〇五〇）」を「奈良県コンベンションセン  
ター（奈良市三条大路一―六九一―一）」に、二の1の(二)中「右同」を「対象者に個別  
に通知します。」に、二の2の(一)中「奈良大学（奈良市山陵町一五〇〇）」を「奈良県  
コンベンションセンター（奈良市三条大路一―六九一―一）」に、二の2の(二)中「右同  
」を「対象者に個別に通知します。」に改める。